



第65回

控除申告書の 收受印制度廃止

こんにちは、税理士の高原誠です。令和7年1月から申告に関する手続きの制度が変わります。今回は申告書や届出書の控えに押印される「收受日付印の見直し」について、その背景や概要、相続税申告における影響や納税者の方が留意すべきポイントなどを解説していきます。

制度廃止の背景と目的

これまで、税務署に提出される申告書や届出書には收受印が押され、その收受日付印は、受付日の証明になりました。收受印は、申告書や届出書の提出日を確認する重要な証拠

しかし、これまで相続税申告は、「税務調査を避ける」「他の税理士と差別化を図る」などの理由で、相続税申告書とともに根拠となる分厚い書類の提出が好まれていました。税務行政のDX化が進むなか、今後は「いかに少ない資料で税務署を納得させるか」が、税理士としての腕の見せどころではないかと考えます。相続人の年齢層もパソコンやスマートフォンが身近な世代となりつつあるいま、辞書のような紙の申告書は敬遠され、データによる申告保管を望む人が着実に増えていきます。税務調査を回避する申告書の作成はもろろん必要ですが、「省エネ申告書」の適用も時流に即した要請ではないでしょうか。

終わりに

令和7年1月より実施される收受日付印の廃止は、従来とは異なる対応が求められる反面、税務手続きの簡素化や業務の効率化が期待されています。今回の見直しは、税理士にとっても意識改革や経営改革を促す一つの転機となるでしょう。

別図A 税務署の窓口で申告する場合に必要な書類

1. 本人確認書類  
相続税の申告書にはマイナンバーの記載が必要であり、本人確認のため、マイナンバーカードの番号確認および身元を証明するための書類の写しが必要となります。以下の①と②からそれぞれいづれか一つを、本人確認書類の写しとして提出します。

ただし、e-Taxによる申告手続きを行う場合は、**本人確認書類(①および②)の提示または写しの提出は不要です。**

- ① 本人確認書類の写し
  - マイナンバーカード【裏面】
  - 通知カード(マイナンバー(個人番号)をお知らせする紙のカード)
  - 住民票の写し(マイナンバーの記載があるものに限る)など
- ② 身元を証明するための書類の写し
  - マイナンバーカード【表面】
  - 運転免許書
  - 身体障害者手帳
  - パスポート など

2. 相続税申告の際に添付して提出する主な書類(税務署の要請によるもの)

■特例を受けない一般の場合 ※①は、④～⑥のいずれかを提出

①	④ 戸籍の謄本	相続開始の日から10日を経過した日以後に作成されたもの
②	⑤ 法定相続情報一覧図	養子がいる場合は、その養子の戸籍の謄本または抄本が必要
	⑥ ④または⑤の書類のコピー	-
③	⑦ 遺言書の写し or 遺産分割協議書の写し	被相続人の意思や相続人間の合意を示す文書の写し ※提出は必須ではないものの、提出が望ましいと指定される書類

■特例を受ける場合 ※15ある特例のうち、一部を抜粋

(1) 配偶者の税額軽減の適用

①②	「特例を受けない一般の場合」の①と②の書類
③	遺産分割協議書に押印した印鑑証明書(相続人全員分)
④	申告期限後3年以内の分割見込書(申告期限内に分割できない場合)

(2) 小規模宅地等の特例の適用 ※①～⑧項目のうち、⑤-1までを抜粋

①②	「特例を受けない一般の場合」の①と②の書類
③	遺産分割協議書に押印した印鑑証明書(相続人全員分)
④	申告期限後3年以内の分割見込書(申告期限内に分割できない場合)
⑤-1	被相続人の居住の用に供されていた宅地等 特例の適用を受ける宅地を相続した個人の住民税、戸籍の附票の写しなど(コピーでも可) ※マイナンバー(個人番号)の提出があれば免除される 要件: 被相続人と同居していた親族が取得する場合 要件: 相続税の申告期限(被相続人が亡くなったことを知った日の翌日から10か月以内)まで被相続人と同じ家に住み、所有していること など

※「特定居住用宅地等の適用」を受ける場合、取得者ごとに必要な書類が異なります。取得者の要件や各項目の詳細および上記以外の特例を適用する場合は、国税庁HPに掲載されている「(参考) 相続税の申告の際に提出していただく主な書類 https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sozoku/shikata-sozoku2024/pdf/E18.pdf」をご確認いただくか、税理士にご相談ください。

**POINT!**

- 重複する書類がある場合は、重ねて提出する必要はありません。
- 相続税申告に必要な書類は、主に役所や金融機関から入手することになります。役所等の窓口業務は平日のみであることが多く、また相続人以外は書類を取得しにくいいため、注意が必要です。
- 相続税申告に添付する必要書類と、税理士の要請によって収集する申告書作成のための書類は重複するものもあります。費用をかけて行政書士や司法書士に収集を依頼するか、自身で準備するかは、よく検討して判断しましょう。

として扱われ、税務署へ直接持参した際には、即時に收受印が押印されました。しかし、電子申告の普及や行政手続きの効率化に伴い、押印の必要性や運用方法が見直され、国税庁は令和7年1月から申告書などの控えに対する收受日付印の押印を廃止する方針を固めました。

この見直しの背景には、デジタル・ガバメント推進や行政コストの削減といった目的があり、押印に依存することなく申告の提出日や受領証明を行うことで、税務行政の手続きを簡略化され、申告者側の手続きも簡素化されます。

見直しの概要と代替方法

令和7年1月から税務署に提出された紙の申告書や届出書は、従来のように收受日付印の押印が行われなくなり、それにより、控えを税務署に提出しても收受印の押された控えは返却されなくなります。

申告書や届出書の提出日を証明する代替手段としては、①「e-Tax」による申告・申請手続き②「申告

書等情報取得サービス」③「保有個人情報の開示請求」④「税務署での申告書等の閲覧サービス」⑤「納税証明書の交付請求」の5つがあります。

特に申告・提出期限の管理が必要な書類については、あとから提出日を確認できるように証明方法を把握しておきましょう。また、電子申告による申告書の提出であれば、税務署からの受信通知が受領証明となるため、通知を必ず保存しておきましょう。

電子申告のメリット

電子申告は、提出日もデジタルで自動的に記録されます。e-Taxの場合、提出から受領証明の取得までを迅速に行うことができ、スマホアプリ「マイナンバーアプリ」をインストールすれば、スマートフォンからe-Taxによる申告が可能です。

納税者が留意すべきポイント

納税者が今後留意すべきポイント

は、以下のとおりです。

(1) 提出日を証明するための手段を確認・確保する。

提出日の証明が従来と異なるため、紙の申告書などを提出する際は、代替となる提出期限の管理が必要で、

(2) 電子申告の積極的な活用

電子申告により、提出確認や受領証明が確実に行えるため、今後は電子申告が推奨されます。そのため、納税者の理解や適応が必要になります。

(3) 新しい運用の情報収集

国税庁のガイドラインなどを定期的に確認し、收受日付印の廃止に伴う最新情報や正しい手続きを踏まえておく必要があります。

相続税申告における影響

相続税の申告には、膨大な情報および資料の作成を要しますが、実は税務署はこれらの書類の提出までを求めてはいません(別図A参照)。

これは、所得税申告や法人税申告、消費税申告と同様に、領収書や請求書の提出を求めていないのと同じです。